

生駒市市民自治検討委員会（第3回）会議録

日時：平成19年1月23日（火）13:00～

場所：生駒市役所大会議室

辞令交付

各委員へ資料とともに配布済み

市長あいさつ

本日は、第3回の生駒市市民自治検討委員会の開催をお願いいたしましたところ、皆様何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、今非常に地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化をしております。我が国自体が人口が減少するという時代になっております。さらに少子高齢化が急速に進展をしていると。また、国の三位一体改革その他によりまして、地方自治体を取り巻く財政状況というのが非常に厳しさを増しているという中で、どこの自治体も、大きな変革を迫られておるところは、みなさんご承知のとおりかと思えます。また、その一方で曲がりなりにも地方分権の議論が、ずっとなされてきまして、税財源の移譲等に関しましては、まだまだ不十分ではありますけれども、今後も、地方自治体の裁量を増す方向での変革がなされるであろうと予測をしておるところでございまして、そうします、ますます各自治体の取り組みによって行政サービスの量や質が変わってくると、自治体ごとに大きくそれが変わってくるというようなことも予測されるわけでございます。

都市間競争と言われるような時代状況の中で、これから生駒市がどう生き抜いていくかということが問われておるわけございまして、これまでともすると、すべて行政が主導して物事を決めて実施をしていくと。市民、住民は行政に対して要求をする、要求をし、そのうちいくつかを自治体が聞いてやってあげると、というような従来型の行政運営の手法では、いろんな意味で立ちゆかなくなってきたのは明らかだと思えます。そうした意味で、まちづくりを考えるに当たって、その計画の策定段階から市民にも関与していただくのがいろんな意味で好ましいだろうと思っております。まずは、やはり、自治体の置かれた状況を正しく認識してもらう必要がございます。正しく認識していただいた上で、じゃあどうすればいいかということと一緒に考え、一緒に結論を出し、そして一緒に結論を出したものについて一緒に協力してやっていくと。今までのように市民は求める、行政はやってあげる、というようなあり方を変えていかなければならないと私は考えておるわけでございます。

そうした市政運営の方向を志す、手始めと言いますか、とっかかりといたしまして、市長就任以来、積極的に市政に関する情報というものを提供するようにいたしております。情報公開と言いますと、情報公開条例に基づいて、請求があった情報を開示するという、いわば行政として受け身なあり方なんですけれども、

情報提供といいますと積極的に情報を開示していくということで、いろんな生駒市の事業と予算をわかりやすく説明する冊子を作成して配布したり、またホームページや広報の内容を充実する等によりまして、この間そうした施策を進めているところでございます。

また、この委員会もそうでございますけれども、各種の委員会に団体代表の皆様方にプラスいたしまして、市民公募という形で市政運営に対して意欲と高い見識をお持ちの市民の方々にも入っていただくというような形態も採り始めておるところでございます。

この市民自治検討委員会は、そうした情報提供や市民参加をさらに進めて、要するに地域の課題について地域の中でどうそれを解決し、また重要なことをその地域の中で決定をしていくのか、といったような、そうしたしくみをつくるための委員会でございます。形といたしましては、将来的には市民自治基本条例の制定ということを目指しておるわけでございますけれども、そうした意味、本当に新たなステージと言いますか、新たなステップに今踏み出そうとしているわけでございます。

しかしながら、一口に市民と言いましても市政に対する関心の高い低いには、かなりの違いがございますし、またそれぞれの置かれた立場状況等によって、意見は大きく異なるわけございまして、そうした異なる関心や異なる意見を持った市民が、どう地域で物事を論じ、また一定の方向性を出していくのかと、これは本当に非常に困難なことだと私は考えておりますけれども、その困難なことをどうやって実現していくかということはこの委員会でご議論いただくわけでございます。ですから、非常に本委員会の役割は重要であるとともに、この市民自治基本構想、市民自治基本条例というのは、今後の市政運営の根幹となるものでございます。これは条例が廃止されなければ、市長が代わってもずっと残るわけございまして、今後十年、二十年、三十年先までも決めうるものだと考えております。そうした意味で非常に重要な委員会であるとともに、またその市民自治のしくみというものが、実効性のあるものでなければならぬと考えております。

条例とか構想というものをつくって本棚に入れて飾っておくというだけではなくて、実際にそのしくみを使って地域の課題を市民参画の下で解決し、また行政と協働していろんな物事をしていくという、本当に使える構想、使える条例でなければならぬと思っておるわけでございますので、本当に難しい作業になろうかと思っておりますけれども、委員のみなさんの高い見識とまた意欲でこの問題について一定の方向性を見いだしていただけたらと思っております。

この委員会での議論も一定時間はかかるだろうと思っておりますけれども、非常に大事な、本市の枠組みに関する大事なことを決める委員会でございますので、それは時間を掛けてじっくり議論した方が良いと思っておりますので、あまり策定まで3年とか5年とかかかると言われると、ちょっとと思っておりますけれども、例えば、いついつまでというような期限があるようなものでもございませぬし、やはりみんな納得のいくような制度、条例をつくらなければいけないと思っております。

で、じっくりとご議論をいただきたいと思います。

地方自治というと、要するに団体自治と住民自治ということが言われます。団体自治と言いますのは、要するに地方自治体が要するに、国の政府とはまた別個に、その地方自治体独自の考えに基づいてその地域に関する行政を決定し、実行していくということでございます。住民自治というのはその地方自治体の中でいかに民主的なやり方で物事を決めていくかということでございます。その住民自治のあり方をこの委員会でご議論いただくわけございまして、繰り返しになりますけれども、非常に重要な委員会であるとともに、私も非常に大きな期待を抱いておるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、非常に公私何かとお忙しい中、貴重なお時間を拝借して本市のためにご尽力いただけること、本当にうれしく思っておりますとともに、自由闊達な議論がなされ、よりすばらしい市民自治基本構想、市民自治基本条例ができることを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員紹介及び事務局紹介

事務局により紹介

案件

1 生駒市市民自治検討委員会及び同委員会設置要綱（案）について

事務局：資料2の「生駒市市民自治検討委員会について」は当委員会の設置の背景、市民との協働社会の必要性、市民自治検討委員会の目的と役割について記述しており、これは、市民自治検討委員会設立準備会での議論や最終報告に基づくものであり、簡単に説明させていただきます。

まず、検討委員会設置の背景は、国の三位一体の改革や少子・高齢化などに伴い、地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、多様化、複雑化する市民ニーズや様々な地域課題について、これまでのように行政だけで対応できなくなっている。一方で、地方分権に伴う地方自治体の裁量や財政面の自由度の高まりにより、自己決定、自己責任の下で地域の特性を生かした自主的、自立的な行政運営が行えるという状況下で、各自治体における行政運営の手腕が問われる、いわゆる都市間競争の時代を迎えている。高度経済成長期以前は、身近な地域課題の解決のためには、地域住民の連携による地域共同体があっが、核家族化や都市化の進展、地域的連帯感の希薄化の顕在により、地域課題に係る行政依存の傾向は増大したが、行政は豊富な税収により対応してきた。しかし、今後は厳しい財政状況や少子高齢化に伴い、行政サービスの見極めが必要となる中、生駒市でも市民と行政がお互いの役割を認識・尊重した上で、パートナーシップ関係を築き、協働によってまちづくりを進めていく必要があるとの認識の下で、市民自治の基本原理を明らかにし、市民と行政の協働のあり方を総合的に示す「市民自治基本構想」の策定に向けた取り組みを進めていこうとい

うものである。

そうした考え方に基づき、市民自治検討委員会の目的と役割について、本市では、大都市近郊の自然環境豊かな住宅都市として発展してきた特性を十分勘案しながら、本市独自の市民自治のあり方を検討していく必要があると考えている。

これは、生駒市における市民自治の確立のためには、「基本構想」や「条例」といった「かたち」づくりを優先するのではなく、各種団体を含む市民や行政、議会といった関係者の理解を十分に得るとともに、そのネットワークをつくりながら、じっくりと取り組む必要があるというこれまでの議論を踏まえた考え方に基づくものである。

市民自治検討委員会では、こうした本市の状況等から、市民自治、市民と行政のあり方に関し、だれもが納得できる公明正大なルールをつくり、それを生駒の最高規範とすること、さまざまな立場の市民、学識経験者、行政職員が同じテーブルに着き、対等の立場で議論し、対応策を考える創造的な政策形成の場をつくること、これからの市民自治を担う市民層の掘り起こしとその活性化を図ることを目的に、条例をも視野に入れた市民自治基本構想案の策定、市民への広報と市民意見の取りまとめ、そのための情報共有の場としてタウンミーティングの開催等をその役割としている。

資料3の設置要綱案は、昨年10月に開催した第1回目の委員会で事前協議いただいたもので、当委員会の設置、運営等に係る基本的な事項を規定するもので第1条の設置において、基本構想等を検討するため、委員会を設置するとし、第2条で、所掌事項として市民自治基本構想等を検討し、市長に提言するとしている。第3条の組織として、委員は40人以内とし、市議会議員をはじめ、学識者、市内関係団体の代表者、公募市民、市職員としている。第4条の任期として、第2条の提言を市長に提出する日までとしている。第5条で、委員長1名、副委員長2名を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長が指名するとしている。第6条で、会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる旨、規定している。第7条では、委員長が指名する部会を置くことと、部会の部会長及び部会の会議に関して規定している。第8条では、委員会運営や部会のとりまとめ等を行う幹事会の設置を規定しており、この幹事会については、過去2回の検討委員会委員5名を想定している。第9条は、委員会への関係者の出席や資料提出に関する規定、また、第10条で、委員会の庶務は市民活動推進課が処理すること、第11条の委任規定では、委員会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮って委員長が定めるとしている。ご意見等あれば。

(全委員了承)

2 委員長の互選及び副委員長の指名について

事務局：協議いただいた設置要綱第5条第2項の規定に基づき、まず委員長を互選いただきたい。

中谷委員：この委員会の前の準備会から、会長としてご尽力いただいていると聞いている帝塚山大学の中川先生に、引き続いて委員長をしていただいたらどうか。みなさんのご意見を。

(全委員了承)

中川委員長：委員長ということのご指名いただいた。大変責任が重たいので緊張しており、私の力で及ぶのか、いささか不安も覚えているので、是非とも副委員長には今までお助けいただいたメンバーの中からお助けいただこうと、(指名していただいた)瞬間思った。申し訳ないが、澤井先生にお一方お願いしたい。もうお一方は、地元の自治会、連合会で随分ご苦勞もなさって、この3年間ずっと討議を重ねてきた上埜さんをお願いできたらと思う。

(全委員了承)

3 部会の配属について

事務局：資料4の準備会最終報告書は、平成15年度から3年をかけ、当委員会の立ち上げに向け、種々ご議論いただいた内容を取りまとめたものである。2～3ページにかけては検討の経緯として、目的、検討事項、委員の構成、会議の開催状況を記載している。また、4ページからはシンポジウム等の開催として、21ページにかけて準備会の主催で実施したシンポジウムや「みんなで語る会」の開催状況等を、さらに22ページから30ページにかけては、庁内アンケートに関する内容で、通読をお願いしたい。31ページからの今後の進め方として、1の市民自治検討委員会のあり方(1)で目的と役割、(2)で基本方針、また32ページの(3)で委員の構成、そして(4)主要テーマに関する部会の設置を記述している。33ページのイメージ図の中程のとおり、今回、市民への広報や市民意見の取りまとめ、情報公開・情報共有やタウンミーティングの方法などを検討する広報広聴部会と、地域コミュニティのあり方をはじめ、自治会とNPOの連携、市民活動の支援方策などを検討する地域コミュニティ部会、そして先進事例の分析や市民自治のあり方、行政、議会の役割などを検討する調査部会の3つを設ける予定である。

資料5の各部会の構成案は、昨年11月に開催した2回目の委員会で学識者3名の各部会の担当を決定し、市内各種団体の代表委員の部会の配属について、それぞれの団体の分野別の偏りが無いこと等に配慮して割り振りした案を協議いただいた結果である。改めて意見等がないか協議願いたい。

なお、本日の委員会終了後、公募委員の要望等により各部会の配属を調整したいと考えている。

小笹委員：提言では、部会の役割として条例案検討段階までと書いてある。先ほどの要綱は、基本構想段階までということなので、基本構想段階までということと理解してよいか。

中川委員長：先ほどの市長のあいさつでもあったように、最終的には条例まで運びたいという期待だが、条例を初めから頭に入れてやっていると実体的な議論ができない可能性がある。(資料4の33ページの図中の)箱で言えば真ん中の箱の仕事をまず重点的にやっていただきたいということ。最終的には条例までということと期待しているというものである。だから、議論の順番を示していると思っていただけたらと思う。

4 今後の予定について

事務局：資料 6 の市民自治基本構想策定フロー図で平成 17 年度において、市民自治検討委員会設立準備会及び庁内のプロジェクトチームにより、検討委員会の目的や役割をはじめ、委員構成に係る枠組み等の協議をし、本日の生駒市市民自治検討委員会の設置に至った。

今後については、3 つの部会に分かれていただき、それぞれのテーマごとに議論をお願いしたい。部会の開催については、テーマごとに若干開催頻度が異なるが、現時点では、各部会おおむね 3～5 回程度の開催になるものと考えている。全体の委員会は、おおむね 3 回程度の開催を考えており、部会の進捗状況に応じて幹事会での取りまとめを経て、中間時点と最終段階及び平成 19 年度末の市長への提言時点での開催を予定してある。

具体的なスケジュールは、今後の部会運営についての幹事会を今年度中に開催し、その後、各部会を開催する予定をしているが、予算査定や議会日程等の関係上、幹事会開催日程が決定していない状況である。そうした現状なので、次回以降のスケジュールが定まらず、各委員には迷惑をおかけするが、幹事会開催後、新年度の早い時期に次回の会議開催の案内を差し上げたいと考えている。